

# 令和6年度 東松山市立小中学校開放体育施設 利用のしおり

市では、市民の皆さまの体育の向上及びスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、市立小中学校体育施設の一部を学校教育に支障のない範囲で開放しています。利用を希望する方は、しおりをよく読み、申請等を行ってください。

**施設管理者** 東松山市教育委員会  
**問合せ先** 東松山市教育委員会スポーツ課 ☎0493-21-1439  
(公財) 東松山文化まちづくり公社 ☎0493-24-6081

## 1 開放施設の種類と利用料

開放施設は次のとおりです。開放日は学校により異なります。年末年始期間(12月28日～1月4日)は原則として利用できません。(各校の制限事項等は6ページ参照)

### 校庭

**対象校** 東松山市立小・中学校  
**利用時間** 8:00～17:00  
**使用料** 無料

### 体育館

#### 対象校

東松山市立小・中学校

#### 利用時間と使用料

利用時間	使用料
午前 (8:00～12:00)	1,130円
午後 (13:00～17:00)	1,130円
小学校夜間 (17:30～21:30)	2,880円
中学校夜間 (18:30～21:30)	2,880円
1日 (8:00～21:30)	5,150円

### 夜間照明

#### 使用料

1時間 2,060円  
(1時間経過後は30分1,030円)  
(30分未満は30分に換算)

#### 対象校と利用時間

利用時間	利用時間
松山第一小学校	17:30～21:30
南中学校	19:00～21:30
東中学校	18:30～21:30
北中学校	19:00～21:30

## 利用料の減免制度

公共性の高い活動団体として認められた団体の利用料を減免する制度があります。利用料の減免を受けるためには、団体登録時に減免団体であることの証明が必要です。その上で、利用許可申請を行う際に、「学校開放体育施設利用料減免申請書」を提出してください。

**減免団体とは** 次の団体に加入している団体です。

- 東松山市スポーツ協会加盟23団体
- 東松山市スポーツ少年団登録団
- 東松山市レクリエーション協会加盟団体

**各団体への加入方法** 団体へ直接お問い合わせください。連絡先が不明の場合は、東松山市スポーツ協会事務局 ☎0493-21-1432 にお問い合わせください。

**減免団体の証明方法** 利用団体登録申請の際、申請書のスポーツ協会・レクリエーション協会証明欄に、加盟団体名・代表者氏名を記入してください。申請受付後にスポーツ課から当該加盟団体に加盟の有無を確認します。

### 減免の額及び申請受付

施設区分	対象団体	減免の額	申請受付
体育館	すべての減免団体	全額免除（無料）	各開放校
夜間照明	東松山市スポーツ少年団登録団体	半額免除（減免）	（公財）東松山文化まちづくり公社（総合会館1階）

## 2 利用団体の登録

学校開放体育施設を利用するには、事前に利用団体の登録が必要です。登録申請は、いずれの施設種別もスポーツ課で受け付けています。

### 利用団体の登録要件

登録ができる団体は、次の要件をすべて満たす団体です。

- 構成員が10名以上であること。
- 構成員の半数以上が、市内在住・在勤・在学する者であること。
- 代表者は市内在住の成年者とし、管理指導員は、利用時における施設の管理及び利用者の安全確保・指導に責任を持って当たることができるものであること。
- 構成員が、暴力団対策法の規定による暴力団員でないこと。
- 営利活動、政治・選挙活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- 主な活動の目的が、定期・継続的な練習等であること。
- 利用者心得、行為の制限・禁止事項を厳守できること。（6・7ページ参照）

## 登録申請

利用する施設区分ごと（校庭・体育館・夜間照明）に、主に利用する開放校を決めて登録申請します。一度の申請で、同一施設区分の全施設を利用できます。なお、**申請書に記載された個人情報**は、**当事業以外の目的では利用いたしません。**

登録申請の方法は、次の2つの方法があります。

**電子申請フォームからネット申請する方法** ★市役所来所不要で申請できます！

次のページにアクセスし、提出用名簿を作成の上、  
電子申請フォームに必要事項を入力して申請してください。  
※指定様式の内容を満たしていれば既にお持ちの名簿を用いても可。

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/56/3270.html>



**申請書を紙で提出する方法**

**提出書類** ●学校開放体育施設利用団体登録申請書（様式第1号）  
●名簿(指定様式の内容を満たしていれば既にお持ちの名簿を用いても可)  
●誓約書  
※様式はホームページでダウンロードするか、スポーツ課窓口にあります。

**提出先** スポーツ課窓口（総合会館2階、開庁時間は平日8:30～17:15）

## 利用団体登録証の交付

利用団体登録申請の審査後、「学校開放体育施設利用団体登録証」を交付します。登録証は、利用申請の際に必要なとなりますので、提示できるよう携行してください。

なお、登録証有効期間は令和7年3月31日までです。登録証を受け取った後に登録内容に変更が生じた場合は、新しい登録証を発行しますので変更登録申請を提出してください。

施設区分	校庭、体育館	夜間照明
交付期間	申請書提出月の翌月5日～25日 (土・日曜日、休日を除く)  ※令和6年4月1日から有効の登録証は1月中に申請しても3月5日～25日に交付します。	申請書提出月の翌月1日～29日 (土曜日は正午まで、日曜・休日除く)  ※令和6年4月1日から有効の登録証は1月中に申請しても3月1日～29日に交付します。
交付時間	9:00～16:00	8:30～17:00
交付場所	申請書に記入した主な利用校	(公財)東松山文化まちづくり公社

### 3 学校開放体育施設の利用許可申請（利用予約）

学校開放体育施設の利用には、「学校開放体育施設利用許可申請書（2枚複写式）」を提出し、「学校開放体育施設利用許可書（複写式申請書2枚目）」の交付を受けてください。「利用許可書」は大切に保管し、利用時には携行してください。

#### 校庭・体育館の利用許可申請（利用予約）

---

**受付場所** 利用を希望する開放校（申請書に記入した希望校以外も利用できます）

**受付期間** 利用する月の前月5日～25日（土・日・休日・学校休業日を除く）  
※利用する月の1日～末日分をまとめて申請できます。

**受付時間** 9:00～16:00

**申請書類** ①学校開放体育施設利用団体登録証  
②学校開放体育施設利用許可申請書（2枚複写式）※  
③学校開放体育施設利用料減免申請書（様式第5号）（減免団体のみ）  
（②③は開放校にありますので、持参するものは①のみです）

#### 夜間照明の利用許可申請（利用予約）

---

夜間照明の利用許可申請は、すべての開放校について、（公財）東松山文化まちづくり公社で受け付けています。詳しくは、（公財）東松山文化まちづくり公社へお問い合わせください。

**受付場所** （公財）東松山文化まちづくり公社（総合会館1階）

**受付期間** 利用する日の1か月前～前日

**受付時間** 月～金曜日8:30～17:00、土曜日8:30～12:00（休日除く）

### 4 利用料の納付

#### 利用料の納付

---

利用許可を受けた後、利用日の1か月前～前日の間に、利用料を納付してください。校庭を利用する場合及び減免団体が体育館を利用する場合は、この手続きは不要です。

**納付場所** （公財）東松山文化まちづくり公社（総合会館1階）

**必要書類** ●学校開放体育施設利用許可申請書・利用許可書  
●学校開放体育施設利用団体登録証

## 利用料の振替、還付

悪天候により校庭利用ができなかった場合、既に納入した利用料を、他の利用日の利用料へ振り替えることができます。また、利用を取り消した場合は、利用料の還付申請ができます。期間の制限等がありますので、詳細は（公財）東松山文化まちづくり公社☎24-6081へお問い合わせください。

## 5 学校開放体育施設の利用

### 鍵の借用・返却

学校開放体育施設利用にあたって、鍵解錠が必要である場合は、利用時間の30分前から鍵を借用できます。下表の鍵管理人に「利用許可書（原本）」を提示し、備え付けの「鍵借用・返却簿」に記入をして鍵を借用してください。利用後は鍵の施錠を確実にし、鍵を鍵管理人へ返却し、「鍵借用・返却簿」に記入してください。

※利用許可を受けずに鍵を借用することはできません。  
※その他の利用上の注意は6・7ページを参照してください。

#### 鍵管理人・場所一覧

開放校	鍵管理人・場所（電話市外局番0493）
松山第一小学校、市の川小学校 松山中学校、北中学校	市役所地下宿直室（☎23-2221）
高坂小学校	野口設備工業（☎34-4070）
新明小学校	セブンイレブン松本町店（☎24-5077）
新宿小学校、東中学校、野本小学校	セブンイレブン東松山六軒町店（☎23-2071）
松山第二小学校	神山商店（☎22-2554）
大岡小学校	ローソン大谷中堀店（☎81-3672）
唐子小学校	セブンイレブン石橋店（☎25-3390）
青鳥小学校	大内圭子（青鳥小北道沿い）
南中学校（青鳥小学校）	セブンイレブン東松山インター店（☎22-7110）
桜山小学校、白山中学校	ファミリーマート岩殿店（☎31-0125）

### 学校開放体育施設利用上の事故等について

**免責事項** 学校開放体育施設利用中における利用団体に係る事故等については、東松山市教育委員会は責任を負うものではありません。利用団体の管理指導員が、利用者の安全を確保し、学校開放体育施設の利用に関する適切な指導助言を行ってください。

**損害賠償** 利用団体が、学校開放体育施設及び設備を破損した場合、または物品を破損若しくは紛失したときは、速やかにスポーツ課へ連絡をし、損害を賠償してください。

開放施設一覧

○：開放あり -：開放なし

施設区分 開放校名	体育館	校庭	夜間照明 (利用時間)	利用上の特記・制限事項
松山第一小学校	○	○	○ 17:30~21:30	玄関前練習禁止、駐車場外駐車禁止、前向き駐車厳守、体育館トイレの換気スイッチを切る、窓施錠厳守、水道の水を止める、忘れ物注意、校庭は丁寧に整備する
松山第二小学校	○	○	-	体育館東側駐車場のみ駐車許可、花壇に入らない
大岡小学校	○	○	-	出入りロドアはデリケートなため優しく扱う、担当者不在のことがあるので来校前に要連絡
唐子小学校	○	○	-	使用後の窓・ステージ上のカーテン等施錠確認
高坂小学校	○	○	-	申請期間、受付時間の厳守、忘れ物注意
野本小学校	○	○	-	体育館ステージ立ち入り・使用禁止、サッカーゴール移動禁止、駐車場まで徐行、門の砂利を取り除く
新明小学校	○	○	-	職員用駐車スペースを空ける、外水道の蛇口を閉め忘れない、学校備品の無断使用禁止(冷風機)
市の川小学校	○	○	-	終了後、ピッチャーマウンドの凹みを直す
青鳥小学校	○	○	-	申請期間の厳守、窓の施錠(鍵まで)、利用後は校門を閉める、ごみ持ち帰り徹底、
新宿小学校	○	○	-	体育館で硬いボールのノック禁止、清掃後のモップの埃を南側鉄扉の外で払わない
桜山小学校	○	○	-	敷地内外禁煙、駐車場外駐車禁止、学校備品の無断使用禁止(スピーカー、大型扇風機、ストーブ等)、放送機器の故障に注意、夜間もWBGT指数が基準を超えたら利用しない、備品・施設の破損時は速やかに連絡、校庭は車侵入禁止、ごみ持ち帰り徹底
松山中学校	○	○	-	開放用以外の用具利用禁止、ボールは団体持参、門扉の閉門確認、ステージは立ち入り・使用禁止
南中学校	○	○	○ 19:00~21:30	サッカーゴール移動禁止、学校備品の無断使用禁止、夜間照明点灯時間厳守(19:00~21:30)
東中学校	○	○	○ 18:30~21:30	開放用以外の用具利用禁止、整備用具の整理整頓、ごみ持ち帰り徹底
北中学校	○	○	○ 19:00~21:30	利用時間厳守
白山中学校	○	○	-	野球場利用禁止、施錠確認、利用時間厳守、 徒歩・自転車の方は正門又は東門を利用(北門は自動車専用)

# 東松山市立小・中学校開放体育施設利用者心得

## 利用にあたって注意すること

- 次のいずれかに該当するときは、利用許可に係る条件の変更、退去の命令、利用許可の取消、利用団体の登録取消を行う場合があります。
  - ・利用許可申請の内容に偽りがあったとき
  - ・不正な手段によって利用の許可を受けたとき
  - ・利用料の納付を怠ったとき
  - ・利用の権利を他人に譲渡又は転貸したとき
  - ・利用許可条件及び利用者心得に違反したとき
- 心得を団体に**所属する全てのメンバーに周知し**、全員が理解した上で利用してください。
- 施設・備品は、落書きやいたずらの無いよう大切に利用してください。
- 予約をキャンセルする場合には速やかに学校へ連絡してください。
- 水道・電気の使用は、無駄の無いよう節減を心がけてください。
- 学校敷地内の車両走行及び出入りの際は安全運転を徹底し、徐行・一時停止をしてください。
- 小・中学校体育館は災害時避難所に指定されているので、避難所が開設されると閉鎖されるまで施設を利用することはできません。

### 利用時間

- 施設の鍵は、利用許可を得た時間の**30分前**から受け取れます。
- 利用許可を得た利用時間内に、開錠、準備、片付け、施錠を行ってください。

#### 利用時間が19:00～21:00の場合の例

- ・18:30以降に鍵を受け取る
- ・19:00以降に施設の鍵を開け、点灯する
- ・準備、練習、後片付けなど
- ・21:00までに消灯、退出、鍵を閉める
- ・鍵を速やかに貸出場所に返却する

### 退出時確認、破損等の報告

- 利用終了時は、整備・原状回復を徹底し、監督者は**必ず施設を点検**してください。
- 施設・設備を汚損・破損等した場合は、速やかにスポーツ課へ連絡してください。

#### 特に確認すべきポイント

- |                                                  |                                            |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 体育館のフロアモップかけ | <input checked="" type="checkbox"/> 忘れ物    |
| <input checked="" type="checkbox"/> ごみ箱の中のごみ     | <input checked="" type="checkbox"/> 照明の消灯  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 用具等の片付け      | <input checked="" type="checkbox"/> 窓や扉の施錠 |
| <input checked="" type="checkbox"/> グランドの整備      | <input checked="" type="checkbox"/> トイレの清掃 |
| <input checked="" type="checkbox"/> トイレの清掃       | <input checked="" type="checkbox"/> 校門の閉門  |

## 禁止されていること

### 全ての施設に共通する禁止行為

- 未成年のみでの利用（成人の監督者が必要）
- 利用を認められた設備・用具以外の利用
- 早朝・夜間のクラクション等騒音による迷惑行為
- 水道・電気の個人的な使用
- 建物内外の壁面におけるボールの壁打ち
- 利用許可を得ていない施設の利用（登録団体であっても利用許可を得ていない日時の施設立ち入りは禁止）
- 学校敷地内での飲酒、喫煙、火気の使用（学校敷地外でも、学校周辺での集団喫煙や吸殻のポイ捨て等は近隣の迷惑となるため禁止）
- 私物の備品の設置・保管（施設管理者の許可を得た場合を除く）
- 利用時に出たごみの施設内ごみ箱への廃棄（全て利用者が持ち帰る）
- 練習試合、交流試合、対抗試合の実施（学校長の許可を得た場合を除く）
- 車・自転車等車両での駐車場所以外の場所への立入り（学校職員や他の利用者の迷惑となるため）

### 体育館における禁止行為

- フットサル及びボールを蹴ること
- 床に跡がつく用具、シューズ等の使用
- 土足での立ち入り

### 校庭における禁止行為

- 雨上がりでぬかるんでいる時の利用
- 金具付スパイクシューズの使用